

平成30年度 地方消費税交付金（社会保障財源化分）の用途状況について

平成26年4月1日から消費税率が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、国から交付される地方消費税交付金も1%から1.7%へ引き上げられました。地方消費税交付金の増収分については、用途を明確化し、社会保障4経費及びその他社会保障施策に要する経費に充てることとされています。

本町では、平成30年度決算において下記の経費に充てられています。

<平成30年度決算額>

(歳入)

・地方消費税交付金（社会保障財源化分） 126,961千円

(歳出)

・社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 642,933千円

<充当事業>

(単位：千円)

事業名称等		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	うち社会補償財源化分の地方消費税交付金
			国・道支出金	地方債	その他		
社会福祉	障害者福祉事業経費	457,132	330,971			126,161	51,639
社会保険	介護保険特別会計運営経費	146,741	1,777			144,964	59,335
子ども子育て	子ども子育て支援認定子ども園等利用者負担助成事業	39,060				39,060	15,987
合計		642,933	332,748			310,185	126,961